主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A、同B及び同C並びに弁護人石井政一の各上告趣意(後記)は、すべて、 刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月一六日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長谷川
 太一郎

 裁判官
 井上
 登

 裁判官
 島